ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

2025. 5. 17

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書により行うドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年５月 16 日に関東財務局長に提出し、2025 年５月 17 日にその効力が発生しております。

２．当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

３．本書は、有価証券届出書（第三部の第２及び第３を除きます。）の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

発　　行　　者　　名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長　　弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
本店の所在の場所：東京都港区麻布台一丁目３番１号 麻布台ヒルズ森 JP タワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目　　次

項　　目		ページ
第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	4
第１	【ファンドの状況】	4
第２	【管理及び運営】	36
第３	【ファンドの経理状況】	42
第４	【内国投資信託受益証券事務の概要】	63
第三部	【委託会社等の情報】	64
第１	【委託会社等の概況】	64

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン
（以下「ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した１口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75％（税抜2.5％）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

2025年５月17日から2025年11月14日まで（継続申込期間）
※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。
販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】
当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】
原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】
振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】
①取得申込みの方法等
取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分※1までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※2を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。
②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
ｂ．委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。
③振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。

少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社（運用会社）は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社（証券会社や銀行、保険会社等の金融機関）です。

受託会社（信託銀行等）は、信託財産（投資信託において運用される株式や債券、現金等）の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。

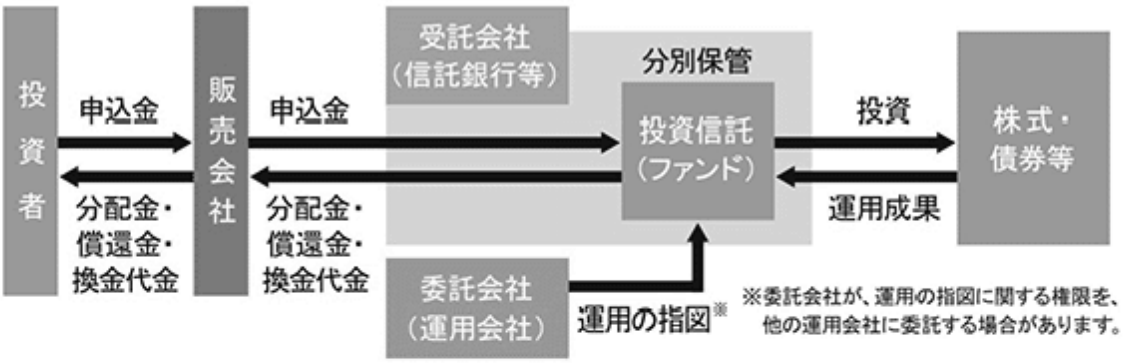

留意ポイント

(1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
(2) 保有期間中に運用管理費用（信託報酬）がかかります。
(3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
(4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
(5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
(6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、主にユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

②信託金の限度額

1,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	**債券**	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

２．「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性(　　) 不動産投信 **その他資産(投資信託証券(債券))** 資産複合(　　) 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 **年４回** 年６回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他(　　)	グローバル 日本 北米 **欧州** アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	あり(　　) **なし**	日経225 TOPIX その他(　　)	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他(　　)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。

２．「決算頻度」の区分のうち、「年４回」とは、目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象地域」の区分のうち、「欧州」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

４．「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

５．「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

１．欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

・ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。

・主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

・インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。

・ブルームバーグ汎欧州総合インデックス※1（円ベース ヘッジなし）をベンチマーク※2とします。

※1 「ブルームバーグ®」及び「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス」は、Bloomberg Finance L.P.及び、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはドイチェ・アセット・マネジメント株式会社とは提携しておらず、また、同社が運用する商品等を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、同社が運用する商品等に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

※2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

主要投資対象国は以下の通りです。

＜ユーロ導入国（20ヵ国）＞

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スロベニア、マルタ、キプロス、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア

＜その他の投資対象国＞

イギリス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

（主要投資対象国の現地通貨）

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ

（注1）上記主要投資対象国は、2025年３月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（注2）上記主要投資対象国以外の公社債にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。また、上記主要投資対象国の現地通貨以外の通貨にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。これらの割合は投資環境等に応じて適宜変更されることがあります。

２．ポートフォリオの平均格付は、原則としてＡ格相当以上に維持することを目指します。

・ＢＢ格相当以下の銘柄の投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。

・公社債への投資に当たっては、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

（注1）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

（注2）複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

３．ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

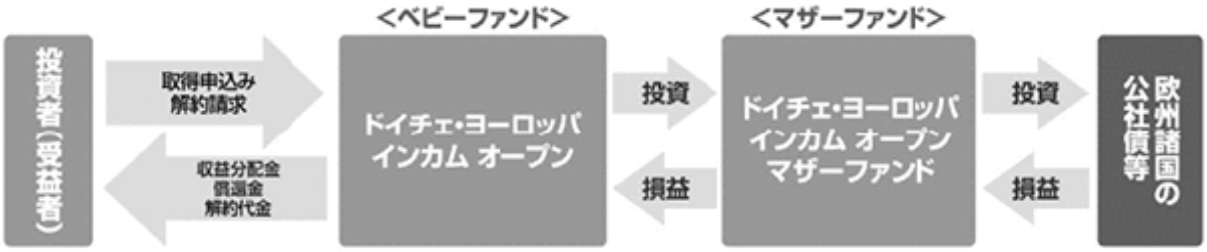

４．３ヵ月毎（原則として２月、５月、８月、11月の各15日※1）に決算を行い、収益分配を行います。

・原則として利子・配当収入を中心に、安定的に分配を行うことを目指します。※2

・分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

※1 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。

※2 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

５．マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ＤＷＳインターナショナルGmbHに委託します。

・ＤＷＳインターナショナルGmbHはＤＷＳグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

６．実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

＜運用プロセス＞

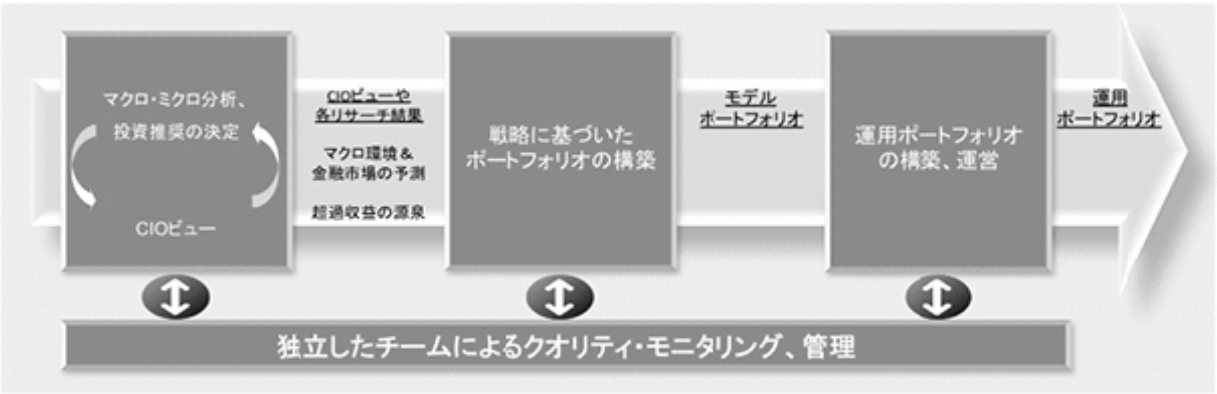

ミクロ分析

（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2002年８月29日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

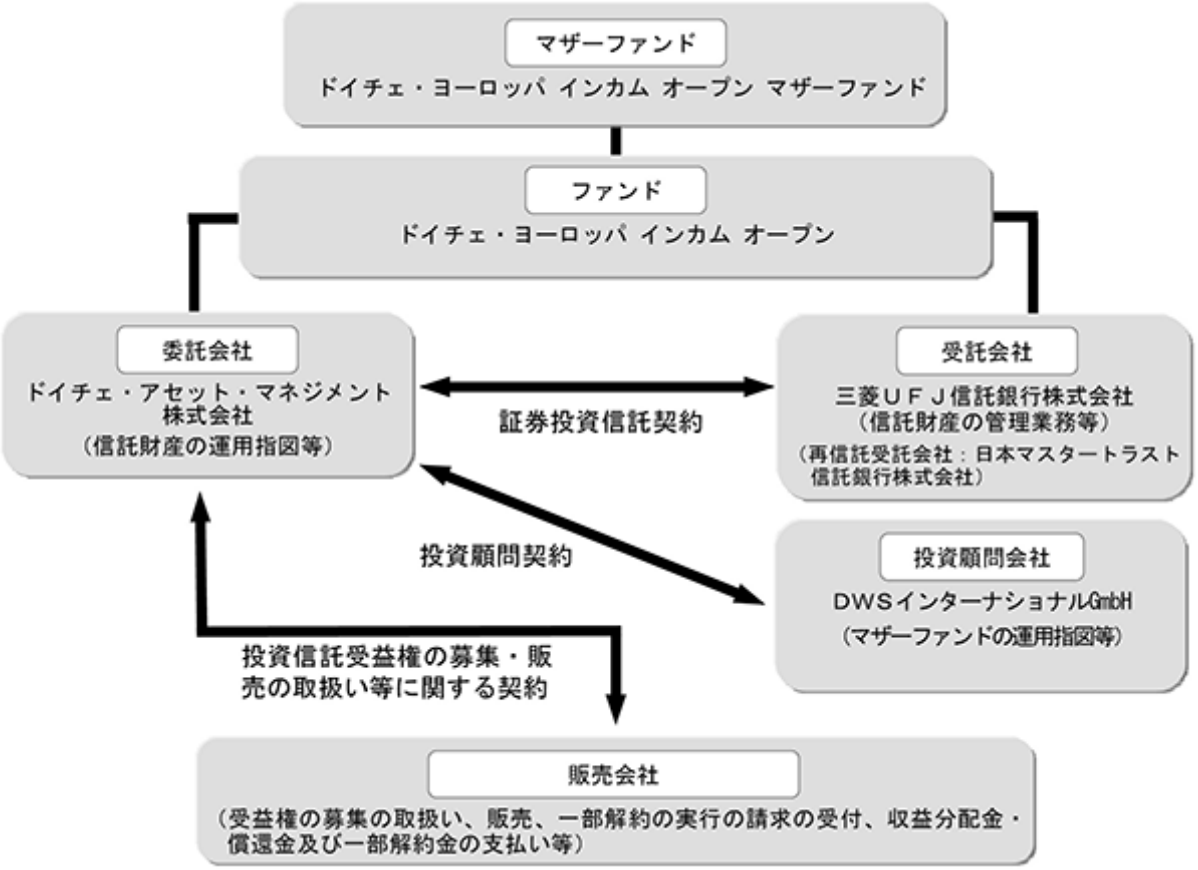

②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

ａ．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ｃ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

ｄ．ＤＷＳインターナショナルGmbH（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③委託会社の概況

ａ．資本金の額（2025年３月末現在）

3,078百万円

ｂ．沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

ｃ．大株主の状況（2025年３月末現在）

名　　称：　ＤＷＳ グループ ＧｍｂＨ ＆ Ｃｏ．ＫＧａＡ

住　　所：　ドイツ連邦共和国60329　ヘッセン　フランクフルト・アム・マイン　マインツァー・ラント通り11－17

所有株式：　61,560株

所有比率：　100％

２【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

②運用方法

ａ．投資対象

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、直接債券に投資する場合があります。

ｂ．投資態度

1）主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

2）公社債への投資は、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

3）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4）資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資方針＞

①基本方針

マザーファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

②運用方法

ａ．投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

1）主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

2）公社債への投資は、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

3）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4）資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券及び金融商品の指図範囲等

ａ．委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6．コマーシャル・ペーパー
7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から上記6．までの証券または証書の性質を有するもの
8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16．外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券または証書及び上記7．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記7．の証券のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

＜マザーファンドの投資対象＞

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②有価証券及び金融商品の指図範囲等

ａ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書
2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6．コマーシャル・ペーパー
7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から上記6．までの証券または証書の性質を有するもの
8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16．外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券または証書及び上記7．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記7．の証券のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜運用体制＞

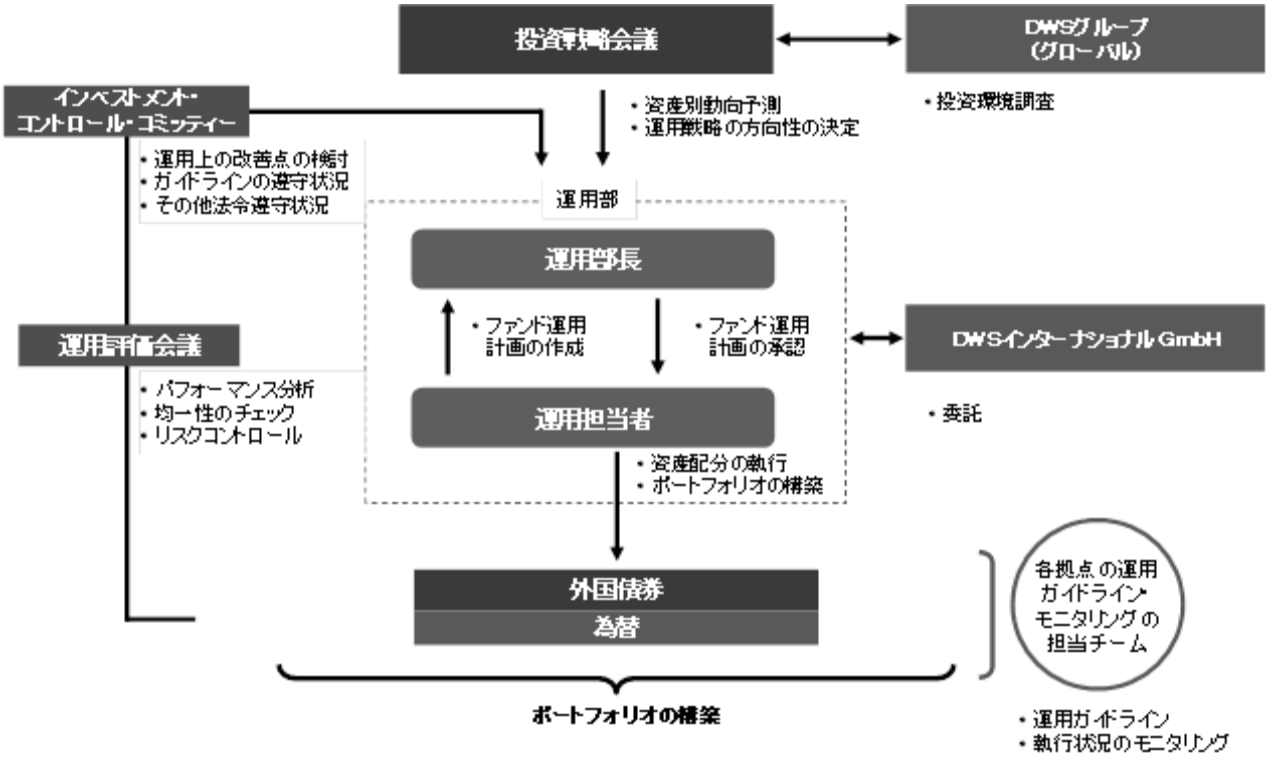

委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をＤＷＳインターナショナルGmbH（所在地：ドイツ　フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの３つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞

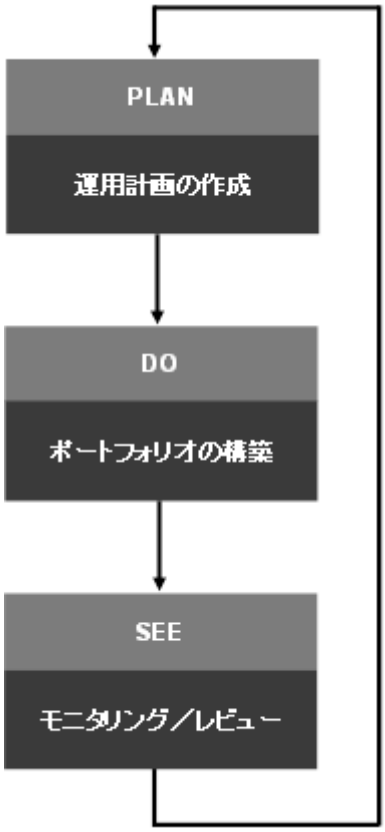

- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、DWSインターナショナルGmbHに所属する運用チームへ委託を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年４回の毎決算時（原則として毎年２月、５月、８月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合※は信託財産の純資産総額の10％以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑧投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑨信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．上記ｃ．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜マザーファンドの信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10％以内とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④投資信託証券の投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑧投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑨信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

当ファンドは主に外国の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付けが中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生

した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。

・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の運用成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制
委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

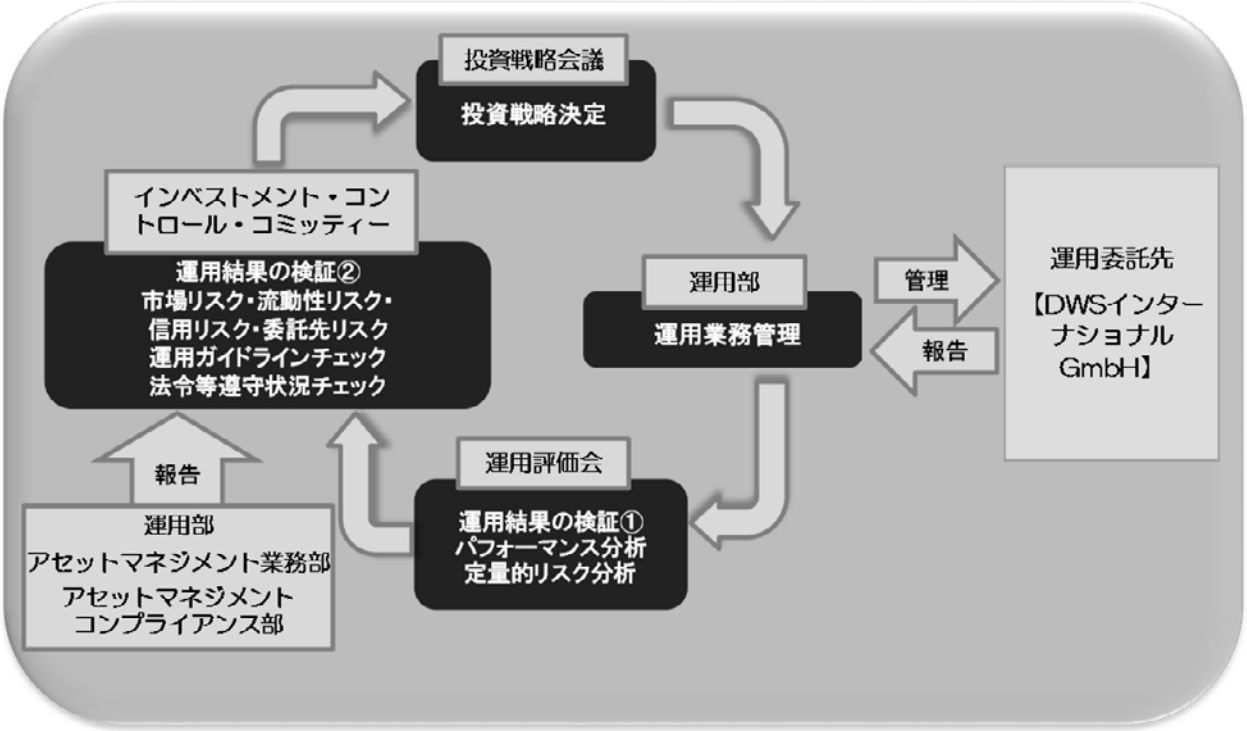

委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

（2020 年 4 月～2025 年 3 月）

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

（2020 年 4 月～2025 年 3 月）

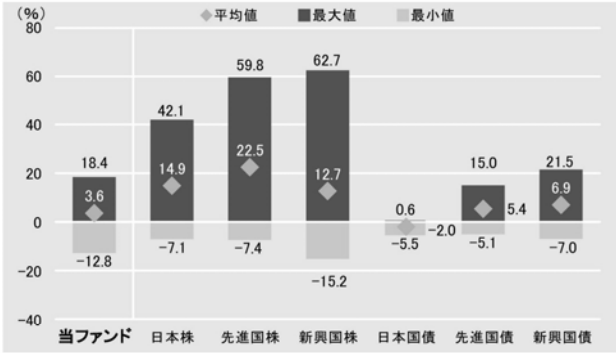

※1　年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3　2020年4月～2025年3月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－グローバル（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について
・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の指数値及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「ＮＦＲＣ」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はＮＦＲＣに帰属します。なお、ＮＦＲＣはＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－グローバル（除く日本）及びＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75％（税抜2.5％）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.15％を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21％（税抜1.1％）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.55％	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.50％	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.05％	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③マザーファンドの運用の指図を行うＤＷＳインターナショナルGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10％を上限とします。

②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年２月及び８月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ⅰ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ⅱ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2025年３月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

ａ．個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315％（所得税15.315％及び地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315％（所得税15.315％及び地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315％（所得税15.315％及び地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA(ニーサ)）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

ｂ．法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

（参考情報）

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2024年８月16日～2025年２月17日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
1.34％	1.20％	0.14％

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

(2025年 3月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	843,941,261	100.27
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	△2,293,239	△0.27
合計(純資産総額)		841,648,022	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

(2025年 3月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ドイツ	2,622,501,241	4.72
	イタリア	4,653,659,898	8.38
	フランス	2,928,777,497	5.28
	オランダ	1,039,926,256	1.87
	スペイン	3,019,860,621	5.44
	ベルギー	551,493,407	0.99
	オーストリア	493,630,848	0.89
	フィンランド	265,349,985	0.48
	アイルランド	217,123,178	0.39
	ポルトガル	687,195,537	1.24
	スロベニア	579,000,977	1.04
	イギリス	8,107,819,512	14.61
	スイス	1,048,182,384	1.89
	スウェーデン	527,617,126	0.95
	ノルウェー	228,311,937	0.41
	デンマーク	262,871,882	0.47
	チェコ	475,146,919	0.86
	ハンガリー	1,234,045,621	2.22
	ポーランド	360,326,765	0.65
	エストニア	96,664,512	0.17
	ブルガリア	469,775,453	0.85
	ルーマニア	405,846,861	0.73
	クロアチア	299,550,746	0.54
	リトアニア	330,351,213	0.60
	ラトビア	95,711,482	0.17
	セルビア	239,631,228	0.43
	小計	31,240,373,086	56.28
地方債証券	ドイツ	522,882,398	0.94
	フランス	164,845,084	0.30
	スペイン	143,473,216	0.26
	小計	831,200,698	1.50

特殊債券	ドイツ	1,367,970,735	2.46
	イタリア	144,849,356	0.26
	フランス	1,687,663,834	3.04
	スペイン	320,036,361	0.58
	オーストリア	301,933,970	0.54
	ルクセンブルグ	39,823,056	0.07
	スイス	133,821,028	0.24
	デンマーク	133,005,336	0.24
	ポーランド	332,679,249	0.60
	スロバキア	92,605,948	0.17
	国際機関	2,848,003,663	5.13
	小計	7,402,392,536	13.34
社債券	アメリカ	160,188,202	0.29
	ドイツ	2,233,118,046	4.02
	イタリア	1,045,151,445	1.88
	フランス	2,547,653,118	4.59
	オランダ	2,796,479,751	5.04
	スペイン	1,629,246,961	2.94
	ベルギー	805,992,251	1.45
	オーストリア	97,948,186	0.18
	フィンランド	167,248,407	0.30
	アイルランド	424,435,637	0.76
	ポルトガル	200,313,051	0.36
	イギリス	1,403,352,419	2.53
	スウェーデン	298,777,948	0.54
	ノルウェー	306,193,716	0.55
	デンマーク	157,411,448	0.28
	チェコ	172,413,410	0.31
	オーストラリア	65,815,988	0.12
	小計	14,511,739,984	26.14
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	1,520,244,592	2.74
合計(純資産総額)		55,505,950,896	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

〈評価額(全銘柄)〉

(2025年 3月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカム　オープン マザーファンド	299,684,408	2.8045	840,465,100	2.8161	843,941,261	100.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈種類別投資比率〉

（2025年 3月31日現在）

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.27
合計		100.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

〈評価額(上位30銘柄)〉

（2025年 3月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	イタリア	国債証券	BTPS 5% 08/01/39	3,860,000	18,211.30	702,956,520	17,801.24	687,128,111	5	2039/8/1	1.24
2	イギリス	国債証券	UKT 4.25% 07/31/34	3,300,000	19,244.34	635,063,247	18,800.54	620,417,820	4.25	2034/7/31	1.12
3	ドイツ	国債証券	DBR 2.5% 07/04/44	3,455,000	16,368.45	565,530,265	14,900.01	514,795,497	2.5	2044/7/4	0.93
4	フランス	国債証券	FRTR 4% 10/25/38	2,765,000	17,827.17	492,921,505	16,815.80	464,956,870	4	2038/10/25	0.84
5	ハンガリー	国債証券	REPHUN 1.75% 10/10/27	2,855,000	15,348.97	438,213,265	15,703.93	448,347,236	1.75	2027/10/10	0.81
6	イタリア	国債証券	BTPS 0.85% 01/15/27	2,800,000	15,515.41	434,431,695	15,848.18	443,749,107	0.85	2027/1/15	0.80
7	イギリス	国債証券	UKT 0.875% 10/22/29	2,500,000	16,867.45	421,686,421	16,815.82	420,395,580	0.875	2029/10/22	0.76
8	イギリス	国債証券	UKT 4.25% 12/07/27	2,150,000	19,717.30	423,922,135	19,498.29	419,213,278	4.25	2027/12/7	0.76
9	イタリア	国債証券	BTPS 2% 02/01/28	2,595,000	15,783.35	409,577,943	16,052.40	416,559,863	2	2028/2/1	0.75
10	イギリス	国債証券	UKT 3.75% 03/07/27	2,000,000	19,089.71	381,794,389	19,217.25	384,345,060	3.75	2027/3/7	0.69
11	イギリス	国債証券	UKT 4.25% 06/07/32	2,000,000	19,719.38	394,387,649	19,199.80	383,996,183	4.25	2032/6/7	0.69
12	ハンガリー	国債証券	REPHUN 1.125% 04/28/26	2,395,000	15,621.27	374,129,426	15,977.84	382,669,421	1.125	2026/4/28	0.69
13	スペイン	国債証券	SPGB 4.2% 01/31/37	2,200,000	17,926.04	394,373,056	17,284.21	380,252,646	4.2	2037/1/31	0.69
14	イギリス	国債証券	UKT 4% 10/22/31	2,000,000	19,178.19	383,563,965	18,920.70	378,414,168	4	2031/10/22	0.68
15	ドイツ	特殊債券	DBHNGR 3.125% 07/24/26	1,942,000	18,969.74	368,392,445	19,027.30	369,510,348	3.125	2026/7/24	0.67
16	フランス	国債証券	FRTR 1.25% 05/25/38	3,000,000	12,828.63	384,858,960	12,181.93	365,457,984	1.25	2038/5/25	0.66
17	ドイツ	地方債証券	NRW 3.15% 11/20/26	2,200,000	16,403.95	360,887,004	16,436.20	361,596,590	3.15	2026/11/20	0.65
18	イギリス	国債証券	UKT 0.125% 01/30/26	1,850,000	18,453.60	341,391,641	18,841.24	348,562,981	0.125	2026/1/30	0.63

19	イギリス	国債証券	UKT 0.125% 01/31/28	2,000,000	17,238.35	344,767,016	17,424.41	348,488,360	0.125	2028/1/31	0.63
20	ポルトガル	国債証券	PGB 0.7% 10/15/27	2,190,000	15,416.23	337,615,638	15,643.96	342,602,759	0.7	2027/10/15	0.62
21	フランス	特殊債券	AGFRNC 2.875% 01/21/30	2,100,000	16,193.41	340,061,669	16,159.37	339,346,896	2.875	2030/1/21	0.61
22	イギリス	国債証券	UKT 0.5% 01/31/29	2,000,000	16,916.60	338,332,192	16,941.80	338,836,124	0.5	2029/1/31	0.61
23	イタリア	国債証券	BTPS 3% 08/01/29	2,000,000	16,328.74	326,574,992	16,387.90	327,758,176	3	2029/8/1	0.59
24	ドイツ	国債証券	DBR 2.1% 11/15/29	2,000,000	16,136.36	322,727,213	16,079.95	321,599,136	2.1	2029/11/15	0.58
25	スペイン	国債証券	SPGB 1.25% 10/31/30	2,120,000	14,911.36	316,120,832	14,956.33	317,074,349	1.25	2030/10/31	0.57
26	ドイツ	国債証券	DBR 3.25% 07/04/42	1,890,000	18,120.70	342,481,345	16,653.72	314,755,308	3.25	2042/7/4	0.57
27	オランダ	国債証券	NETHER 2.5% 07/15/34	2,000,000	16,240.09	324,801,837	15,721.43	314,428,717	2.5	2034/7/15	0.57
28	国際機関	特殊債券	COE 2.875% 01/17/33	1,900,000	16,550.79	314,465,185	16,104.26	305,981,107	2.875	2033/1/17	0.55
29	国際機関	特殊債券	IBRD 0.01% 04/24/28	2,000,000	14,820.59	296,411,904	15,064.52	301,290,512	0.01	2028/4/24	0.54
30	スウェーデン	社債券	TELBSS 3.75% 11/22/29	1,800,000	16,486.93	296,764,914	16,598.77	298,777,948	3.75	2029/11/22	0.54

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈種類別投資比率〉

（2025年 3月31日現在）

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	外国	56.28
地方債証券	外国	1.50
特殊債券	外国	13.34
社債券	外国	26.14
合計		97.26

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド
該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】
ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第26特定期間末　（2015年 8月17日）	2,488	2,511	1.2004	1.2114
第27特定期間末　（2016年 2月15日）	2,141	2,163	1.0780	1.0890
第28特定期間末　（2016年 8月15日）	1,892	1,914	0.9657	0.9767
第29特定期間末　（2017年 2月15日）	1,620	1,639	0.9681	0.9791
第30特定期間末　（2017年 8月15日）	1,633	1,650	1.0235	1.0345
第31特定期間末　（2018年 2月15日）	1,553	1,570	1.0190	1.0300
第32特定期間末　（2018年 8月15日）	1,316	1,332	0.9454	0.9564
第33特定期間末　（2019年 2月15日）	1,224	1,239	0.9189	0.9299
第34特定期間末　（2019年 8月15日）	1,169	1,183	0.9062	0.9172
第35特定期間末　（2020年 2月17日）	1,129	1,143	0.9007	0.9117
第36特定期間末　（2020年 8月17日）	1,162	1,176	0.9276	0.9386
第37特定期間末　（2021年 2月15日）	1,119	1,133	0.9278	0.9388
第38特定期間末　（2021年 8月16日）	1,085	1,090	0.9320	0.9360
第39特定期間末　（2022年 2月15日）	997	1,002	0.8676	0.8716
第40特定期間末　（2022年 8月15日）	933	938	0.8266	0.8306
第41特定期間末　（2023年 2月15日）	875	879	0.7925	0.7965
第42特定期間末　（2023年 8月15日）	927	931	0.8717	0.8757
第43特定期間末　（2024年 2月15日）	926	930	0.9132	0.9172
第44特定期間末　（2024年 8月15日）	887	890	0.9357	0.9397
第45特定期間末　（2025年 2月17日）	849	853	0.9165	0.9205
2024年 3月末日	932	—	0.9326	—
4月末日	944	—	0.9477	—
5月末日	922	—	0.9494	—
6月末日	942	—	0.9734	—
7月末日	900	—	0.9460	—
8月末日	876	—	0.9234	—
9月末日	880	—	0.9285	—
10月末日	903	—	0.9595	—
11月末日	873	—	0.9275	—
12月末日	886	—	0.9480	—
2025年 1月末日	853	—	0.9188	—
2月末日	832	—	0.8973	—
3月末日	841	—	0.9190	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】
ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

		1口当たりの分配金（円）
第26特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	0.0220

第27特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	0.0220
第28特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0.0220
第29特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	0.0220
第30特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	0.0220
第31特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	0.0220
第32特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	0.0220
第33特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	0.0220
第34特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	0.0220
第35特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	0.0220
第36特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	0.0220
第37特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	0.0220
第38特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	0.0080
第39特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	0.0080
第40特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	0.0080
第41特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	0.0080
第42特定期間	2023年 2月16日～2023年 8月15日	0.0080
第43特定期間	2023年 8月16日～2024年 2月15日	0.0080
第44特定期間	2024年 2月16日～2024年 8月15日	0.0080
第45特定期間	2024年 8月16日～2025年 2月17日	0.0080

③【収益率の推移】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

		収益率（%）
第26特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	0.9
第27特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	△8.4
第28特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	△8.4
第29特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	2.5
第30特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	8.0
第31特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	1.7
第32特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	△5.1
第33特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	△0.5
第34特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	1.0
第35特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	1.8
第36特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	5.4
第37特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	2.4
第38特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	1.3
第39特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	△6.1
第40特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	△3.8
第41特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	△3.2
第42特定期間	2023年 2月16日～2023年 8月15日	11.0
第43特定期間	2023年 8月16日～2024年 2月15日	5.7
第44特定期間	2024年 2月16日～2024年 8月15日	3.3
第45特定期間	2024年 8月16日～2025年 2月17日	△1.2

（注）収益率は、小数第２位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

		設定口数（口）	解約口数（口）
第26特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	51,715,018	177,868,755
第27特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	19,491,747	106,572,145
第28特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	71,125,763	97,683,791
第29特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	18,399,766	304,162,534
第30特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	30,551,215	108,994,638
第31特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	26,740,697	97,464,215
第32特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	12,957,078	145,028,443
第33特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	12,857,878	72,873,092
第34特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	10,845,612	53,614,321
第35特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	11,077,675	46,758,359
第36特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	22,026,860	23,361,049
第37特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	15,892,090	61,993,319
第38特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	11,896,631	54,050,230
第39特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	20,309,406	35,534,027
第40特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	9,545,785	29,489,875
第41特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	6,634,043	31,859,471
第42特定期間	2023年 2月16日～2023年 8月15日	7,228,483	47,488,745
第43特定期間	2023年 8月16日～2024年 2月15日	7,893,548	58,000,634
第44特定期間	2024年 2月16日～2024年 8月15日	6,908,077	72,921,680
第45特定期間	2024年 8月16日～2025年 2月17日	3,941,923	25,092,707

（参考情報）

基準日：2025 年 3 月 31 日

基準価額・純資産の推移 (2015/4/1～2025/3/31)

分配の推移

１万口当たり、税引前	
2025年 2月	40 円
2024年11月	40 円
2024年 8月	40 円
2024年 5月	40 円
2024年 2月	40 円
設定来累計	8,750 円

※1　基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2　分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
　　なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
　　ただし、上記対象期間中の分配金が 0 円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	種類	国	償還日	ｸｰﾎﾟﾝ(%)	格付	比率(%)
1	イタリア国債	国債	イタリア	2039/8/1	5.000	BBB	1.2
2	イギリス国債	国債	イギリス	2034/7/31	4.250	AA-	1.1
3	ドイツ国債	国債	ドイツ	2044/7/4	2.500	AAA	0.9
4	フランス国債	国債	フランス	2038/10/25	4.000	AA-	0.8
5	ハンガリー国債	国債	ハンガリー	2027/10/10	1.750	BBB	0.8
6	イタリア国債	国債	イタリア	2027/1/15	0.850	BBB	0.8
7	イギリス国債	国債	イギリス	2029/10/22	0.875	AA-	0.8
8	イギリス国債	国債	イギリス	2027/12/7	4.250	AA-	0.8
9	イタリア国債	国債	イタリア	2028/2/1	2.000	BBB	0.8
10	イギリス国債	国債	イギリス	2027/3/7	3.750	AA-	0.7

マザーファンドにおける
通貨別構成比

通貨	比率(%)
ユーロ	77.7
イギリスポンド	16.3
スイスフラン	1.9
スウェーデンクローナ	1.0
チェココルナ	0.9
日本円、その他	2.2

※1 格付は、Moody's、Ｓ＆Ｐ、フィッチのうち上位のものを採用しております。
※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

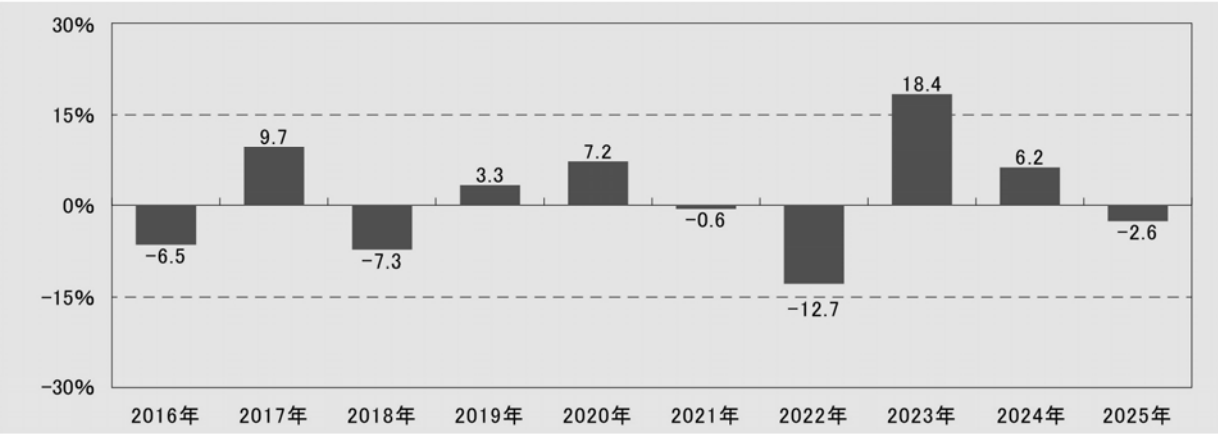

※1　年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2　2025 年は 3 月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分※1までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※2を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75％（税抜2.5％）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分※までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※ 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.15％を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たり10億円を超える一部解約はできません。なお、１顧客１日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

⑧委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 ・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/ ・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2002年８月29日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年２月16日から５月15日まで、５月16日から８月15日まで、８月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年２月15日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

ａ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記ａ．の信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ．からｅ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ．の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記ａ．の信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

ａ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｂ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

ａ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ｄ．の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、６ヵ月毎（毎年２月及び８月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

＜投資顧問契約＞

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

ａ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ｂ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「３　資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「３　資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了ｂ．」または「②信託約款の変更ｂ．」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45特定期間（2024年8月16日から2025年2月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 4 月 30 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの 2024 年 8 月 16 日から 2025 年 2 月 17 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの 2025 年 2 月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第44特定期間 (2024年8月15日現在)	第45特定期間 (2025年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,037	680
親投資信託受益証券	894,192,944	856,354,883
流動資産合計	894,198,981	856,355,563
資産合計	894,198,981	856,355,563
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,791,988	3,707,384
未払解約金	30,626	857
未払受託者報酬	128,462	123,245
未払委託者報酬	2,697,603	2,588,094
その他未払費用	462,512	447,383
流動負債合計	7,111,191	6,866,963
負債合計	7,111,191	6,866,963
純資産の部		
元本等		
元本	947,997,017	926,846,233
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△60,909,227	△77,357,633
（分配準備積立金）	2,123,605	1,831,077
元本等合計	887,087,790	849,488,600
純資産合計	887,087,790	849,488,600
負債純資産合計	894,198,981	856,355,563

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第44特定期間 （自　2024年2月16日 至　2024年8月15日）	第45特定期間 （自　2024年8月16日 至　2025年2月17日）
営業収益		
有価証券売買等損益	37,502,779	△4,469,232
営業収益合計	37,502,779	△4,469,232
営業費用		
支払利息	2	－
受託者報酬	254,420	246,099
委託者報酬	5,342,605	5,167,929
その他費用	462,512	447,383
営業費用合計	6,059,539	5,861,411
営業利益又は営業損失（△）	31,443,240	△10,330,643
経常利益又は経常損失（△）	31,443,240	△10,330,643
当期純利益又は当期純損失（△）	31,443,240	△10,330,643
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	635,495	△187,562
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△87,982,263	△60,909,227
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,478,572	1,407,476
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,478,572	1,407,476
剰余金減少額又は欠損金増加額	443,359	241,908
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	443,359	241,908
分配金	7,769,922	7,470,893
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△60,909,227	△77,357,633

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2025年2月15日が休日のため、信託約款の規定により、当特定期間末日を2025年2月17日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第44特定期間 (2024年8月15日現在)	第45特定期間 (2025年2月17日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第44特定期間 (2024年8月15日現在)	第45特定期間 (2025年2月17日現在)
1.受益権の総数	947,997,017口	926,846,233口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	60,909,227円	77,357,633円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9357円 (9,357円)	0.9165円 (9,165円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第44特定期間 (自　2024年2月16日 至　2024年8月15日)	第45特定期間 (自　2024年8月16日 至　2025年2月17日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.275%以内の額	同左
2.分配金の計算方法	第87期(2024年2月16日から2024年5月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,229,116円)、収益調整金(72,416,793円)、分配準備積立金(2,206,631円)より、分配対象収益は、79,852,540円(1万口当たり802円)であり、うち3,977,934円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 第88期(2024年5月16日から2024年8月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,586,035円)、収益調整金(69,044,810円)、分配準備積立金(3,329,558円)より、分配対象収益は、74,960,403円(1万口当たり790円)であり、うち3,791,988円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	第89期(2024年8月16日から2024年11月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,628,216円)、収益調整金(68,532,979円)、分配準備積立金(2,107,653円)より、分配対象収益は、75,268,848円(1万口当たり799円)であり、うち3,763,509円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 第90期(2024年11月16日から2025年2月17日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,595,332円)、収益調整金(67,519,807円)、分配準備積立金(2,943,129円)より、分配対象収益は、73,058,268円(1万口当たり788円)であり、うち3,707,384円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第44特定期間 （自　2024年2月16日 至　2024年8月15日）	第45特定期間 （自　2024年8月16日 至　2025年2月17日）
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等）、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第44特定期間 （2024年8月15日現在）	第45特定期間 （2025年2月17日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第44特定期間 (2024年8月15日現在)	第45特定期間 (2025年2月17日現在)
親投資信託受益証券	△8,400,071	△24,089,561
合計	△8,400,071	△24,089,561

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第44特定期間 (2024年8月15日現在)	第45特定期間 (2025年2月17日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,014,010,620	947,997,017
期中追加設定元本額	6,908,077	3,941,923
期中一部解約元本額	72,921,680	25,092,707

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド	305,317,628	856,354,883	
合計		305,317,628	856,354,883	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの特定期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2024年8月15日現在)	(2025年2月17日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	589,841,539	232,412,764
金銭信託	62,301	880,669
コール・ローン	119,509,710	129,923,826
国債証券	27,811,983,999	30,250,333,489
地方債証券	829,594,490	818,564,218
特殊債券	6,236,105,269	7,382,582,699
社債券	13,097,997,563	14,507,893,190
派生商品評価勘定	260,931,497	30,060,008
未収利息	417,519,678	570,864,314
前払費用	33,679,651	24,954,603
差入委託証拠金	229,150,551	490,311,517
流動資産合計	49,626,376,248	54,438,781,297
資産合計	49,626,376,248	54,438,781,297
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	58,030,391	245,119,476
未払金	－	197,240,753
流動負債合計	58,030,391	442,360,229
負債合計	58,030,391	442,360,229
純資産の部		
元本等		
元本	17,574,294,545	19,251,281,375
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	31,994,051,312	34,745,139,693
元本等合計	49,568,345,857	53,996,421,068
純資産合計	49,568,345,857	53,996,421,068
負債純資産合計	49,626,376,248	54,438,781,297

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券につきましては、個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。 (2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年8月15日現在)	(2025年2月17日現在)
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年8月15日現在)	(2025年2月17日現在)
1.受益権の総数	17,574,294,545口	19,251,281,375口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8205円 (28,205円)	2.8048円 (28,048円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2024年2月16日 至 2024年8月15日)	(自 2024年8月16日 至 2025年2月17日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じ	同左

	てそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスク及び金利変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年8月15日現在)	(2025年2月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関す	同左

	る契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額（円）

種類	（2024年8月15日現在）	（2025年2月17日現在）
国債証券	1,278,951,600	△264,805,911
地方債証券	14,947,878	3,847,824
特殊債券	198,462,183	391,748
社債券	526,718,996	148,421,137
合計	2,019,080,657	△112,145,202

（注）「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（2024年8月15日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	798,621,314	－	763,315,122	△35,306,192
	イギリスポンド	187,416,407	－	176,844,858	△10,571,549
	スイスフラン	27,902,729	－	27,076,274	△826,455
	スウェーデンクローナ	121,354,752	－	116,806,843	△4,547,909
	ノルウェークローネ	2,968,025	－	2,876,629	△91,396
	デンマーククローネ	83,109,601	－	78,741,733	△4,367,868
	チェココルナ	4,883,058	－	4,716,568	△166,490
	ハンガリーフォリント	2,703,254	－	2,651,305	△51,949
	ポーランドズロチ	41,091,746	－	38,991,163	△2,100,583
	売建				
	ユーロ	471,429,572	－	450,240,989	21,188,583
	イギリスポンド	276,483,400	－	261,038,798	15,444,602
	スイスフラン	64,846,729	－	62,596,876	2,249,853
	ノルウェークローネ	70,306,800	－	67,235,244	3,071,556
	チェココルナ	118,697,244	－	112,716,361	5,980,883
	ハンガリーフォリント	171,031,485	－	158,864,667	12,166,818
	合計	2,442,846,116	－	2,324,713,430	2,071,904

区分	種類	（2025年2月17日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	2,198,822,925	－	2,156,598,773	△42,224,152
	イギリスポンド	151,711,891	－	150,367,573	△1,344,318
	スイスフラン	31,917,397	－	31,223,763	△693,634
	スウェーデンクローナ	154,655,201	－	155,264,119	608,918
	デンマーククローネ	148,646,792	－	145,800,072	△2,846,720
	チェココルナ	46,705,609	－	45,943,975	△761,634
	ポーランドズロチ	91,953,022	－	92,100,602	147,580
	売建				
	ユーロ	625,589,912	－	612,722,958	12,866,954
	イギリスポンド	1,618,426,350	－	1,607,410,321	11,016,029
	スイスフラン	59,271,000	－	58,228,099	1,042,901
	ノルウェークローネ	68,724,320	－	67,886,742	837,578

	チェココルナ	233,145,344	－	230,163,472	2,981,872
	ハンガリーフォリント	152,662,309	－	152,436,388	225,921
	合計	5,582,232,072	－	5,506,146,857	△18,142,705

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
   ①為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
   ②当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
   ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
   ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(債券関連)

区分	種類	(2024年8月15日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建	10,728,501,392	－	10,929,330,594	200,829,202
	合計	10,728,501,392	－	10,929,330,594	200,829,202

区分	種類	(2025年2月17日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建	12,863,178,180	－	12,666,261,417	△196,916,763
	合計	12,863,178,180	－	12,666,261,417	△196,916,763

(注1)時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年8月15日現在) 金額(円)	(2025年2月17日現在) 金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	14,757,544,167	17,574,294,545
期中追加設定元本額	3,019,576,797	1,758,686,079
期中一部解約元本額	202,826,419	81,699,249
期末元本額	17,574,294,545	19,251,281,375
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン	317,033,485	305,317,628
ドイチェ／FOFs用欧州債F（適格機関投資家限定）	16,350,003,128	18,082,347,657
ドイチェ欧州債券ファンドA（為替ヘッジあり）VA（適格機関投資家専用）	42,536,554	40,435,107
ドイチェ欧州債券ファンドB（為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）	864,721,378	823,180,983

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BGARIA 3.625% 09/05/32	1,117,000.00	1,149,169.60	
		BGARIA 3% 03/21/28	1,755,000.00	1,767,636.00	
		BGB 0.8% 06/22/28	1,650,000.00	1,569,356.25	
		BGB 0.9% 06/22/29	1,200,000.00	1,125,300.00	
		BGB 2.15% 06/22/66	1,100,000.00	783,530.00	
		BTPS 0.85% 01/15/27	2,800,000.00	2,724,960.00	
		BTPS 0.95% 09/15/27	1,755,000.00	1,691,118.00	
		BTPS 1.45% 03/01/36	1,990,000.00	1,612,696.00	
		BTPS 1.8% 03/01/41	1,000,000.00	756,700.00	
		BTPS 2.1% 07/15/26	2,500,000.00	2,494,300.00	
		BTPS 2.45% 09/01/33	1,200,000.00	1,128,000.00	
		BTPS 2.7% 03/01/47	1,615,000.00	1,318,647.50	
		BTPS 2% 02/01/28	2,595,000.00	2,559,967.50	
		BTPS 3.25% 03/01/38	1,186,000.00	1,130,376.60	
		BTPS 3.4% 04/01/28	1,000,000.00	1,025,300.00	
		BTPS 3.5% 03/01/30	1,300,000.00	1,343,030.00	
		BTPS 3.7% 06/15/30	1,000,000.00	1,037,700.00	
		BTPS 3.8% 04/15/26	1,000,000.00	1,016,320.00	
		BTPS 3% 08/01/29	1,000,000.00	1,011,800.00	
		BTPS 4.2% 03/01/34	1,300,000.00	1,383,590.00	
		BTPS 4.4% 05/01/33	1,000,000.00	1,080,800.00	
		BTPS 4% 10/30/31	1,300,000.00	1,376,310.00	
		BTPS 5% 08/01/39	3,860,000.00	4,381,100.00	
		CROATI 1.5% 06/17/31	1,480,000.00	1,359,454.00	
		CROATI 3% 03/11/25	1,075,000.00	1,074,032.50	
		CROATI 4% 06/14/35	480,000.00	517,224.00	
		DBR 0% 02/15/32	2,030,000.00	1,737,071.00	
		DBR 1.8% 08/15/53	500,000.00	414,250.00	
		DBR 1.8% 08/15/53	1,300,000.00	1,079,520.00	
		DBR 1% 05/15/38	1,000,000.00	824,200.00	
		DBR 2.1% 11/15/29	1,000,000.00	995,900.00	
		DBR 2.2% 02/15/34	1,350,000.00	1,331,505.00	
		DBR 2.5% 07/04/44	3,455,000.00	3,374,671.25	
		DBR 2.5% 08/15/54	500,000.00	482,680.00	
		DBR 3.25% 07/04/42	1,890,000.00	2,045,736.00	
		DBR 4% 01/04/37	740,000.00	851,370.00	
		ESTONI 3.25% 01/17/34	600,000.00	600,360.00	
		FRTR 0.5% 05/25/40	1,430,000.00	940,654.00	
		FRTR 0.75% 02/25/28	915,000.00	871,354.50	
		FRTR 0% 02/25/26	1,300,000.00	1,271,140.00	
		FRTR 1.25% 05/25/38	3,000,000.00	2,346,000.00	
		FRTR 1.5% 05/25/31	1,500,000.00	1,392,225.00	
		FRTR 2.5% 05/25/30	1,400,000.00	1,388,590.00	
		FRTR 2.5% 05/25/43	1,000,000.00	866,550.00	
		FRTR 2.75% 02/25/29	1,000,000.00	1,007,500.00	
		FRTR 2.75% 02/25/30	1,500,000.00	1,506,300.00	
		FRTR 3% 05/25/33	1,300,000.00	1,301,105.00	
		FRTR 3% 06/25/49	1,350,000.00	1,229,040.00	
		FRTR 4% 10/25/38	2,765,000.00	2,965,739.00	
		IRISH 2.4% 05/15/30	1,350,000.00	1,350,067.50	
		LATVIA 3.875% 05/22/29	570,000.00	591,603.00	
		LITHUN 2.1% 05/26/47	2,055,000.00	1,625,916.00	
		LITHUN 3.875 06/14/33	500,000.00	525,550.00	
		NETHER 0% 07/15/31	1,995,000.00	1,711,769.85	
		NETHER 2.5% 01/15/30	1,500,000.00	1,510,567.50	
		NETHER 2.5% 07/15/33	1,300,000.00	1,295,229.00	

		NETHER 2.5% 07/15/34	2,000,000.00	1,981,420.00	
		PGB 0.7% 10/15/27	2,190,000.00	2,113,131.00	
		PGB 1% 04/12/52	1,545,000.00	890,383.50	
		PGB 2.25% 04/18/34	1,400,000.00	1,340,290.00	
		RAGB 0.5% 04/20/27	1,500,000.00	1,445,250.00	
		RAGB 0.7% 04/20/71	1,000,000.00	439,600.00	
		RAGB 1.5% 02/20/47	1,000,000.00	752,300.00	
		RAGB 2.9% 05/23/29	500,000.00	509,500.00	
		REPHUN 1.125% 04/28/26	2,395,000.00	2,352,369.00	
		REPHUN 1.75% 10/10/27	2,855,000.00	2,768,779.00	
		REPHUN 4% 07/25/29	800,000.00	819,920.00	
		RFGB 2.95% 04/15/55	500,000.00	482,205.00	
		RFGB 3% 09/15/34	1,020,000.00	1,036,524.00	
		ROMANI 2% 01/28/32	995,000.00	803,661.50	
		ROMANI 5.25% 03/10/30	1,700,000.00	1,731,195.00	
		SERBIA 3.125% 05/15/27	1,500,000.00	1,488,075.00	
		SLOREP 1.25% 03/22/27	1,800,000.00	1,767,240.00	
		SLOREP 1.75% 11/03/40	2,305,000.00	1,896,323.50	
		SPGB 0.5% 10/31/31	1,060,000.00	916,105.00	
		SPGB 0.6% 10/31/29	2,000,000.00	1,828,550.00	
		SPGB 0.8% 07/30/27	695,000.00	670,501.25	
		SPGB 0% 05/31/25	1,000,000.00	992,875.00	
		SPGB 1.2% 10/31/40	970,000.00	708,197.00	
		SPGB 1.25% 10/31/30	2,120,000.00	1,964,021.00	
		SPGB 1.4% 04/30/28	1,600,000.00	1,552,720.00	
		SPGB 1.45% 10/31/71	600,000.00	304,200.00	
		SPGB 1.9% 10/31/52	1,500,000.00	1,046,700.00	
		SPGB 2.9% 10/31/46	1,700,000.00	1,532,550.00	
		SPGB 3.45% 07/30/66	1,690,000.00	1,575,519.40	
		SPGB 3.5% 05/31/29	1,100,000.00	1,142,900.00	
		SPGB 3.55% 10/31/33	800,000.00	835,620.00	
		SPGB 4.2% 01/31/37	2,200,000.00	2,414,390.00	
	計			119,955,596.70	
				(19,114,924,334)	
	イギリスポンド	UKT 0.125% 01/30/26	1,850,000.00	1,790,060.00	
		UKT 0.125% 01/31/28	2,000,000.00	1,793,200.00	
		UKT 0.25% 07/31/31	1,400,000.00	1,093,400.00	
		UKT 0.375% 10/22/26	750,000.00	707,625.00	
		UKT 0.375% 10/22/30	1,800,000.00	1,464,840.00	
		UKT 0.5% 01/31/29	2,000,000.00	1,744,400.00	
		UKT 0.625% 07/31/35	1,310,000.00	889,621.00	
		UKT 0.875% 10/22/29	2,500,000.00	2,168,250.00	
		UKT 1.125% 01/31/39	1,100,000.00	699,710.00	
		UKT 1.25% 07/31/51	1,400,000.00	636,720.00	
		UKT 1.25% 10/22/41	1,430,000.00	848,848.00	
		UKT 1.5% 07/22/47	1,830,000.00	977,037.00	
		UKT 1.625% 10/22/28	1,000,000.00	919,700.00	
		UKT 1.625% 10/22/54	800,000.00	387,280.00	
		UKT 1.625% 10/22/71	400,000.00	170,640.00	
		UKT 1.75% 01/22/49	1,000,000.00	551,700.00	
		UKT 1.75% 07/22/57	925,000.00	452,417.50	
		UKT 1.75% 09/07/37	1,015,000.00	738,412.50	
		UKT 1% 01/31/32	1,200,000.00	965,760.00	
		UKT 2.5% 07/22/65	1,900,000.00	1,100,100.00	
		UKT 2% 09/07/25	925,000.00	913,622.50	
		UKT 3.25% 01/22/44	1,000,000.00	788,600.00	
		UKT 3.5% 01/22/45	1,220,000.00	990,884.00	
		UKT 3.5% 10/22/25	1,000,000.00	994,500.00	
		UKT 3.75% 01/29/38	1,300,000.00	1,182,610.00	
		UKT 3.75% 03/07/27	2,000,000.00	1,982,400.00	
		UKT 4.125% 07/22/29	1,250,000.00	1,246,250.00	
		UKT 4.25% 03/07/36	600,000.00	582,900.00	
		UKT 4.25% 06/07/32	2,000,000.00	1,997,800.00	
		UKT 4.25% 07/31/34	3,300,000.00	3,239,280.00	

		UKT 4.25% 12/07/27	2,150,000.00	2,165,480.00	
		UKT 4.25% 12/07/40	1,050,000.00	980,700.00	
		UKT 4.25% 12/07/49	1,200,000.00	1,065,480.00	
		UKT 4.5% 12/07/42	1,000,000.00	949,700.00	
		UKT 4% 01/22/60	900,000.00	751,770.00	
		UKT 4% 10/22/31	2,000,000.00	1,963,600.00	
	計			41,895,297.50	
				(8,009,961,929)	
	スイスフラン	SWISS 0.25% 06/23/35	300,000.00	294,900.00	
		SWISS 0.5% 05/24/55	100,000.00	99,460.00	
		SWISS 0.5% 05/27/30	400,000.00	405,440.00	
		SWISS 0.5% 05/30/58	100,000.00	97,700.00	
		SWISS 0.5% 06/27/32	585,000.00	591,493.50	
		SWISS 0.5% 06/28/45	300,000.00	299,280.00	
		SWISS 0% 06/22/29	700,000.00	693,000.00	
		SWISS 0% 06/26/34	500,000.00	481,750.00	
		SWISS 0% 07/24/39	450,000.00	415,890.00	
		SWISS 1.25% 05/28/26	1,077,000.00	1,092,831.90	
		SWISS 1.5% 04/30/42	300,000.00	345,210.00	
		SWISS 2.25% 06/22/31	300,000.00	336,120.00	
		SWISS 3.25% 06/27/27	1,000,000.00	1,072,700.00	
	計			6,225,775.40	
				(1,050,724,114)	
	スウェーデンクローナ	SGB 0.125% 05/12/31	3,000,000.00	2,639,700.00	
		SGB 0.75% 05/12/28	14,750,000.00	14,049,375.00	
		SGB 0.75% 11/12/29	3,000,000.00	2,812,500.00	
		SGB 1.375% 06/23/71	1,000,000.00	612,000.00	
		SGB 1.75% 11/11/33	3,000,000.00	2,867,700.00	
		SGB 2.5% 05/12/25	10,500,000.00	10,503,150.00	
		SGB 3.5% 03/30/39	2,000,000.00	2,226,800.00	
	計			35,711,225.00	
				(507,456,507)	
	ノルウェークローネ	NGB 1.5% 02/19/26	9,620,000.00	9,387,292.20	
		NGB 2% 04/26/28	4,000,000.00	3,793,200.00	
		NGB 3.5% 10/06/42	1,500,000.00	1,428,300.00	
		NGB 3% 08/15/33	1,500,000.00	1,404,540.00	
	計			16,013,332.20	
				(218,581,984)	
	デンマーククローネ	DGB 0.25% 11/15/52	2,500,000.00	1,425,000.00	
		DGB 0.5% 11/15/27	6,970,000.00	6,719,602.75	
		DGB 0% 11/15/31	4,750,000.00	4,138,200.00	
	計			12,282,802.75	
				(262,360,666)	
	チェココルナ	CZGB 0.25% 02/10/27	25,000,000.00	23,471,250.00	
		CZGB 1.75% 06/23/32	23,000,000.00	20,033,000.00	
		CZGB 1% 06/26/26	30,640,000.00	29,669,324.80	
	計			73,173,574.80	
				(465,508,330)	
	ハンガリーフォリント	HGB 1.5% 08/26/26	300,000,000.00	281,626,500.00	
		HGB 3% 10/27/27	425,000,000.00	392,172,787.50	
	計			673,799,287.50	
				(266,970,732)	
	ポーランドズロチ	POLGB 1.25% 10/25/30	400,000.00	320,400.00	
		POLGB 1.75% 04/25/32	1,600,000.00	1,240,000.00	
		POLGB 2.5% 07/25/26	1,850,000.00	1,782,660.00	
		POLGB 2.5% 07/25/27	1,500,000.00	1,406,250.00	
		POLGB 2.75% 04/25/28	1,000,000.00	927,100.00	
		POLGB 2.75% 10/25/29	2,000,000.00	1,800,000.00	
		POLGB 3.75% 05/25/27	1,500,000.00	1,443,150.00	
		POLGB 4% 04/25/47	400,000.00	318,800.00	
	計			9,238,360.00	
				(353,844,893)	
	小計			30,250,333,489	
				(30,250,333,489)	

地方債証券	ユーロ	IDF 0% 04/20/28	1,100,000.00	1,011,505.00	
		MADRID 0.419% 04/30/30	1,000,000.00	884,300.00	
		NRW 2.9% 06/07/33	1,000,000.00	1,011,720.00	
		NRW 3.15% 11/20/26	2,200,000.00	2,229,370.00	
	計			5,136,895.00	
				(818,564,218)	
	小計			818,564,218	
				(818,564,218)	
特殊債券	ユーロ	ACEIM 0.5% 04/06/29	985,000.00	893,986.00	
		AGFRNC 2.875% 01/21/30	2,100,000.00	2,099,160.00	
		AGFRNC 3.75% 09/20/38	1,000,000.00	1,021,700.00	
		AGFRNC 3% 01/17/34	800,000.00	787,912.00	
		ALSFR 0.5% 10/30/34	1,700,000.00	1,305,430.00	
		ASFING 2.75% 10/02/34	1,400,000.00	1,387,820.00	
		BGOSK 1.625% 04/30/28	1,030,000.00	987,461.00	
		BGOSK 1.75% 05/06/26	1,075,000.00	1,062,207.50	
		CADES 2.75% 02/25/29	1,000,000.00	1,004,400.00	
		CADES 2.75% 09/24/27	500,000.00	504,100.00	
		CAF 3.625% 02/13/30	1,500,000.00	1,529,700.00	
		CAFFIL 3.125% 11/24/33	1,000,000.00	1,005,390.00	
		COE 2.875% 01/17/33	1,900,000.00	1,918,240.00	
		EDF 1.875% 10/13/36	500,000.00	416,700.00	
		EFSF 1.8% 07/10/48	350,000.00	269,710.00	
		EIB 2.75% 01/16/34	1,200,000.00	1,200,120.00	
		EIB 2.75% 07/17/29	1,800,000.00	1,821,960.00	
		EIB 2.875% 01/12/33	1,610,000.00	1,632,862.00	
		EIB 2.875% 10/15/31	1,300,000.00	1,307,930.00	
		EU 0.4% 02/04/37	1,800,000.00	1,344,240.00	
		EU 3.75% 04/04/42	1,635,000.00	1,735,225.50	
		EU 3% 03/04/53	810,000.00	751,680.00	
		FRPTT 0.375% 09/17/27	800,000.00	755,264.00	
		FRPTT 3.75% 06/12/30	600,000.00	618,840.00	
		HESLAN 0.375% 06/04/29	1,000,000.00	892,200.00	
		HESLAN 2.375% 09/21/26	1,200,000.00	1,198,704.00	
		IBRD 0.01% 04/24/28	2,000,000.00	1,853,500.00	
		IBRD 0.25% 01/10/50	1,000,000.00	505,400.00	
		IBRD 3.45% 09/13/38	1,350,000.00	1,442,340.00	
		ICO 2.7% 10/31/30	1,500,000.00	1,495,050.00	
		ICO 3.05% 10/31/27	480,000.00	487,152.00	
		IDAWBG 3.25% 01/24/40	960,000.00	977,424.00	
		KFW 2.375% 08/05/27	720,000.00	721,058.40	
		KFW 2.625% 04/26/29	1,500,000.00	1,511,625.00	
		KFW 3.25% 03/24/31	1,000,000.00	1,040,660.00	
		LBPSFH 3.125% 01/29/34	1,000,000.00	1,012,500.00	
		NDB 3.25% 02/04/28	800,000.00	802,920.00	
		OBND 3% 10/24/33	500,000.00	509,600.00	
		ORSTED 3.625% 03/01/26	815,000.00	820,370.85	
		SPPDIS 1% 06/09/31	695,000.00	575,619.85	
		ZKB FRN 06/08/29	800,000.00	832,400.00	
	計			44,040,562.10	
				(7,017,863,570)	
	イギリスポンド	DBHNGR 3.125% 07/24/26	1,942,000.00	1,907,626.60	
	計			1,907,626.60	
				(364,719,129)	
	小計			7,382,582,699	
				(7,382,582,699)	
社債券	ユーロ	AARB 2.25% 02/01/27	1,500,000.00	1,487,400.00	
		ABIBB 2.875% 04/02/32	1,230,000.00	1,213,997.70	
		ABNANV 1.25% 05/28/25	1,100,000.00	1,095,270.00	
		ABNANV 2.625% 08/30/27	900,000.00	903,330.00	
		ACASCF 3.75% 07/13/26	300,000.00	305,385.00	
		ACHMEA 1.5% 05/26/27	1,320,000.00	1,288,980.00	
		ACHMEA 3.625% 11/29/25	450,000.00	451,935.00	
		ADIFAL 3.25% 05/31/29	1,200,000.00	1,214,880.00	

		ADIFAL 3.5% 04/30/32	600,000.00	611,550.00	
		ADIFAL 3.5% 07/30/28	800,000.00	817,960.00	
		AEMSPA 2.5% 06/15/26	895,000.00	892,494.00	
		AIB FRN 02/16/29	1,340,000.00	1,448,459.60	
		AIRFP 1.375% 06/09/26	590,000.00	580,135.20	
		AKFAST 1% 01/17/28	945,000.00	876,600.90	
		ALLRNV 2.625% 09/09/27	600,000.00	600,162.00	
		ALVGR FRN 07/26/54	600,000.00	649,254.00	
		AMPRIO 3.125% 08/27/30	700,000.00	700,168.00	
		ARGSPA 3.375% 06/22/28	800,000.00	818,120.00	
		AVLN FRN 12/04/45	600,000.00	599,820.00	
		BACA 2.875% 11/10/28	600,000.00	604,110.00	
		BACRED 3% 09/04/31	1,350,000.00	1,351,417.50	
		BAMIIM 3.375% 01/24/30	900,000.00	918,045.00	
		BATSLN 5.375% 02/16/31	1,560,000.00	1,709,276.40	
		BBVASM FRN 02/08/36	300,000.00	316,140.00	
		BKIR FRN 08/10/34	340,000.00	354,654.00	
		BNP 2.1% 04/07/32	1,000,000.00	920,000.00	
		BPCECB 3% 02/20/29	1,200,000.00	1,215,480.00	
		BPCECB 3% 03/24/32	1,200,000.00	1,206,600.00	
		BPIPL 3.625% 07/04/28	1,000,000.00	1,030,150.00	
		BPLN 2.213% 09/25/26	1,075,000.00	1,064,250.00	
		CAFP 3.25% 06/24/30	900,000.00	900,342.00	
		CCBGBB 3.625% 10/18/28	1,000,000.00	1,033,250.00	
		CDTFIN 4.25% 07/05/29	490,000.00	512,123.50	
		CFF 3.625% 01/16/29	300,000.00	310,170.00	
		CMARK 3.25% 08/01/33	1,000,000.00	1,018,570.00	
		CMCICB 3% 07/23/29	1,500,000.00	1,516,950.00	
		CMZB 2.875% 10/13/28	1,400,000.00	1,407,490.00	
		CMZB FRN 01/18/30	1,000,000.00	1,071,260.00	
		DANBNK FRN 06/21/30	620,000.00	663,121.00	
		DBOERS 3.875% 09/28/26	800,000.00	814,360.00	
		DGFP 1.375% 01/22/30	1,500,000.00	1,401,450.00	
		DLR 3.875% 09/13/33	578,000.00	584,993.80	
		DNBNO FRN 02/28/33	655,000.00	680,348.50	
		DSVDC 3.375% 11/06/32	508,000.00	511,342.64	
		DTRGR 3.875% 06/19/26	300,000.00	304,761.00	
		EDPPL 3.5% 07/16/30	1,000,000.00	1,018,850.00	
		EDPPL 3.875% 06/26/28	200,000.00	206,296.00	
		ENBW 3.5% 07/24/28	1,536,000.00	1,573,324.80	
		ENBW FRN 01/23/84	300,000.00	317,280.00	
		ENELIM 3.375% 07/23/28	530,000.00	537,049.00	
		ENELIM FRN PERPETUAL	1,070,000.00	1,153,460.00	
		ENEXIS 0.625% 06/17/32	1,000,000.00	815,900.00	
		ENFP 3.875% 07/17/31	500,000.00	519,590.00	
		ENIIM 1.25% 05/18/26	825,000.00	800,811.00	
		EOANGR 3.125% 03/05/30	828,000.00	837,637.92	
		EOANGR 3.5% 01/12/28	1,000,000.00	1,020,820.00	
		EPEN 6.651% 11/13/28	990,000.00	1,067,913.00	
		FLUVIU 0.25% 06/14/28	1,200,000.00	1,104,000.00	
		FLUVIU 3.875% 05/02/34	400,000.00	411,640.00	
		HANRUE FRN 06/30/42	700,000.00	605,661.00	
		HSBC FRN 09/24/29	1,290,000.00	1,187,625.60	
		IBESM FRN PERPETUAL	1,300,000.00	1,326,000.00	
		ICADFP 1.375% 09/17/30	1,000,000.00	891,250.00	
		INGDIB 2.375% 09/13/30	1,800,000.00	1,774,296.00	
		INTNED FRN 05/26/31	1,000,000.00	989,100.00	
		INTNED FRN 06/09/32	1,000,000.00	952,150.00	
		ISPIM 2.125% 05/26/25	1,350,000.00	1,347,705.00	
		JYBC FRN 05/01/35	300,000.00	318,210.00	
		KBC 3.75% 09/28/26	400,000.00	407,912.00	
		KPN 3.875% 07/03/31	400,000.00	416,968.00	
		LAMON 2.125% 06/23/31	1,000,000.00	916,250.00	
		LLOYDS FRN 04/05/34	1,000,000.00	1,034,050.00	

		MUNHYP 1.25% 02/14/30	1,060,000.00	995,234.00	
		MUNHYP 3.25% 11/23/28	550,000.00	564,850.00	
		NEXFP 4.125% 05/29/29	1,200,000.00	1,226,760.00	
		NWIDE FRN 01/27/36	999,000.00	1,012,636.35	
		OPBANK 0.5% 08/12/25	1,040,000.00	1,029,496.00	
		PLD 0.5% 02/16/32	1,210,000.00	1,007,567.00	
		PSABFR 3.875% 01/19/26	200,000.00	201,860.00	
		RENAUL 4.5% 04/06/27	1,290,000.00	1,326,107.10	
		RWE 3.625% 01/10/32	900,000.00	921,960.00	
		SABSM 3.5% 08/28/26	800,000.00	811,680.00	
		SABSM FRN 06/07/29	500,000.00	532,875.00	
		SANTAN 1% 11/04/31	900,000.00	779,976.00	
		SANTAN 3.25% 04/04/26	1,000,000.00	1,006,900.00	
		SANTAN 3.75% 01/09/34	900,000.00	934,470.00	
		SANTAN 4.875% 10/18/31	800,000.00	872,600.00	
		SANTAN FRN 06/24/29	1,000,000.00	928,450.00	
		SECUSS 4.25% 04/04/27	810,000.00	830,857.50	
		SIENFI 4% 04/05/26	1,000,000.00	1,010,540.00	
		SOCGEN 1.25% 06/12/30	1,000,000.00	903,430.00	
		SOCGEN 4.125% 06/02/27	1,000,000.00	1,030,350.00	
		STANLN FRN 09/09/30	1,020,000.00	1,016,430.00	
		STATNE 3.5% 06/08/33	1,200,000.00	1,228,260.00	
		STLA 4.25% 06/16/31	530,000.00	543,303.00	
		TELBSS 3.75% 11/22/29	1,800,000.00	1,840,950.00	
		TLSAU 1% 04/23/30	450,000.00	408,501.00	
		VW 3.875% 10/11/28	670,000.00	684,719.90	
		YBS 0.5% 07/01/28	660,000.00	606,942.60	
		ZFFNGR 4.75% 01/31/29	400,000.00	395,412.00	
	計			88,181,423.51 (14,051,709,836)	
	イギリスポンド	ALVGR 4.5% 03/13/43	300,000.00	267,540.00	
		BMW 5.5% 06/06/26	700,000.00	708,260.00	
		NGGLN 1.125% 01/14/33	1,100,000.00	805,530.00	
		NWG 6.625% 06/22/26	590,000.00	604,691.00	
	計			2,386,021.00 (456,183,354)	
	小計			14,507,893,190 (14,507,893,190)	
合計				52,959,373,596 (52,959,373,596)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券	88銘柄	35.4%	77.3%
	地方債証券	4銘柄	1.5%	
	特殊債券	41銘柄	13.0%	
	社債券	100銘柄	26.0%	
イギリスポンド	国債証券	36銘柄	14.8%	16.7%
	特殊債券	1銘柄	0.7%	
	社債券	4銘柄	0.8%	
スイスフラン	国債証券	13銘柄	1.9%	2.0%
スウェーデンクローナ	国債証券	7銘柄	0.9%	1.0%
ノルウェークローネ	国債証券	4銘柄	0.4%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券	3銘柄	0.5%	0.5%
チェココルナ	国債証券	3銘柄	0.9%	0.9%
ハンガリーフォリント	国債証券	2銘柄	0.5%	0.5%
ポーランドズロチ	国債証券	8銘柄	0.7%	0.7%

②信用取引契約残高明細表
　該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

（2025年 3月31日現在）

Ⅰ　資産総額	843,941,561 円
Ⅱ　負債総額	2,293,539 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	841,648,022 円
Ⅳ　発行済口数	915,807,566 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9190 円
（1万口当たり純資産額）	（9,190 円）

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

（2025年 3月31日現在）

Ⅰ　資産総額	55,667,245,955 円
Ⅱ　負債総額	161,295,059 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	55,505,950,896 円
Ⅳ　発行済口数	19,709,967,844 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8161 円
（1万口当たり純資産額）	（28,161 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換について

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

５．償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

６．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2025年３月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2025年３月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2025年３月末現在）

④最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については３名以上、監査役については１名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令又は定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ＤＷＳグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年３月末現在、委託会社の運用するファンドは67本、純資産総額は729,411百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	54本	194,090百万円
私募	単位型	株式投資信託	1本	813百万円
	追加型	株式投資信託	12本	534,509百万円
合計			67本	729,411百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 10 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　関　賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注）2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年３月31日）		当事業年度 （2024年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
預金	※１	3,268,198	※１	3,566,951
前払費用		24,728		53,483
未収委託者報酬		356,135		421,696
未収収益	※１	1,834,232	※１	1,746,442
未収還付消費税等		21,354		－
立替金		29,019		41,199
流動資産計		5,533,669		5,829,774
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		10,712		1,105
敷金		21,027		28,459
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
投資その他の資産合計		42,739		40,565
固定資産合計		42,739		40,565
資産合計		5,576,409		5,870,339

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	208,117	223,520
未払手数料	167,040	187,471
その他未払金	75,172	72,968
未払費用	※1 952,266	※1 1,195,329
未払消費税	－	8,654
未払法人税等	42,657	39,086
賞与引当金	125,974	121,599
その他流動負債	5,990	17,692
流動負債合計	1,577,221	1,866,323
固定負債		
退職給付引当金	501,274	406,706
長期未払費用	30,470	27,474
賞与引当金	24,395	47,037
繰延税金負債	700	84
固定負債合計	556,840	481,302
負債合計	2,134,061	2,347,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 1,467,239	△ 1,385,478
利益剰余金合計	△ 1,467,239	△ 1,385,478
株主資本合計	3,440,760	3,522,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,587	191
評価・換算差額等合計	1,587	191
純資産合計	3,442,347	3,522,713
負債純資産合計	5,576,409	5,870,339

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）		当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		2,794,467		3,033,825
運用受託報酬		431		224
その他営業収益		3,000,872		3,007,179
営業収益合計		5,795,771		6,041,228
営業費用				
支払手数料		1,367,077		1,406,573
広告宣伝費		25,065		20,134
調査費		78,183		125,890
委託調査費		314,845		426,339
情報機器関連費		151,062		137,104
委託計算費		210,558		202,709
通信費		7,649		8,824
印刷費		17,028		10,663
協会費		10,737		11,017
諸会費		784		1,038
諸経費		22,734		24,718
営業費用合計		2,205,727		2,375,014
一般管理費				
役員報酬		48,382		90,996
給料・手当		1,145,187		1,097,901
賞与		341,781		418,805
交際費		3,704		4,628
寄付金		1,624		－
旅費交通費		19,066		21,419
租税公課		48,005		57,241
不動産賃借料		297,790		329,400
退職給付費用		98,792		98,469
福利厚生費		292,675		316,749
業務委託費	※１	899,466	※１	774,694
諸経費		90,821		110,740
一般管理費合計		3,287,299		3,321,046
営業利益		302,744		345,167
営業外収益				
有価証券売却益		－		2,999
雑収益		4,055		7,477
営業外収益合計		4,055		10,477

（単位：千円）

		前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
営業外費用			
為替差損		44,650	63,399
有価証券売却損		5	2
雑損失		1,682	2,736
営業外費用合計		46,338	66,138
経常利益		260,461	289,505
特別利益			
過年度収益分配精算金	※２	141,735	－
特別利益合計		141,735	－
特別損失			
割増退職金		82,075	162,037
過年度収益分配精算金	※３	14,980	－
特別損失合計		97,055	162,037
税引前当期純利益		305,141	127,468
法人税、住民税及び事業税		66,662	45,706
法人税等合計		66,662	45,706
当期純利益		238,478	81,761

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,705,718	3,202,381
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	238,478	238,478
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	238,478	238,478
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,467,239	3,440,760

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,781	1,781	3,204,063
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	238,478
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 194	△ 194	△ 194
当期変動額合計	△ 194	△ 194	238,283
当期末残高	1,587	1,587	3,442,347

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,467,239	3,440,760
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	81,761	81,761
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	81,761	81,761
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,385,478	3,522,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,587	1,587	3,442,347
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	81,761
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,395	△ 1,395	△ 1,395
当期変動額合計	△ 1,395	△ 1,395	80,365
当期末残高	191	191	3,522,713

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

（貸借対照表関係）

※1　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
預金	2,401,501　千円	2,930,930　千円
未収収益	41,252　千円	2,433　千円
未払費用	72,952　千円	188,760　千円

（損益計算書関係）

※1　関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
業務委託費	216,818　千円	389,267　千円

※2　過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社に提供してきた業務部と企画部に係る海外ファンドサービス関連費用を各社に請求することで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別利益として過年度収益分配精算金141,735千円を計上しております。

※3　過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社より受領した運用受託に係る報酬を払い戻すことで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別損失として過年度収益分配精算金14,980千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年４月1日　至 2023年３月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	－	－	61,560

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	－	－	61,560

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2023年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	10,712	10,712	－
資産計	10,712	10,712	－
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,990)	(5,990)	－
デリバティブ取引計	(5,990)	(5,990)	－

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、預り金、未払手数料、その他の未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	10,712	－	10,712
資産計	－	10,712	－	10,712
デリバティブ取引				
通貨関連	－	5,990	－	5,990
負債計	－	5,990	－	5,990

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

（注）２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	3,268,198	－	－
未収委託者報酬	356,135	－	－
未収収益	1,834,232	－	－
投資有価証券			
その他有価証券	－	487	－
合計	5,458,567	487	－

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2024年３月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	1,105	1,105	－
資産計	1,105	1,105	－
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(427)	(427)	－
デリバティブ取引計	(427)	(427)	－

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

(*2)預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2024 年 3 月 31 日）

（単位:千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	1,105	－	1,105
資産計	－	1,105	－	1,105
デリバティブ取引 通貨関連	－	427	－	427
負債計	－	427	－	427

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

（注）２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	3,566,951	－	－
未収委託者報酬	421,696	－	－
未収収益	1,746,442	－	－
投資有価証券			
その他有価証券	567	－	129
合計	5,735,658	－	129

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2023年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	9,589	7,289	2,300
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,123	1,135	△ 12
合計		10,712	8,424	2,287

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	1,105	828	276
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	－	－	－
合計		1,105	828	276

２．売却したその他有価証券

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	994	－	5

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,696	2,999	2

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度　（2023年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	1,015,574	－	△ 6,650	△ 6,650
	買建				
	ユーロ	105,202	－	660	660
合計		1,120,776	－	△ 5,990	△ 5,990

当事業年度　（2024年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	533,171	－	△ 296	△ 296
	買建				
	ユーロ	26,233	－	△ 131	△ 131
合計		559,405	－	△ 427	△ 427

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
退職給付債務の期首残高	473,690	494,477
勤務費用	52,488	52,890
利息費用	3,985	6,531
数理計算上の差異の発生額	△ 3,063	△ 3,477
退職給付の支払額	△ 32,623	△ 151,934
転籍者調整額	－	395
退職給付債務の期末残高	494,477	398,884

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	494,477	398,884
未積立退職給付債務	494,477	398,884
未認識数理計算上の差異	6,796	7,822
貸借対照表に計上された負債の純額	501,274	406,706
退職給付引当金	501,274	406,706
貸借対照表に計上された負債の純額	501,274	406,706

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
勤務費用	52,488	52,890
利息費用	3,985	6,531
数理計算上の差異の費用処理額	△ 1,124	△ 2,452
確定給付制度に係る退職給付費用	55,349	56,970

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
割引率	1.38%	1.75%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 43,443 千円、当事業年度 41,498 千円でありました。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	692,738	653,069
未払費用	291,584	287,979
減価償却超過額	77,292	172,876
退職給付引当金	153,490	124,533
賞与引当金	46,043	52,468
その他未払金	23,017	22,342
未払事業税	8,932	9,167
長期未払費用	9,329	7,580
その他	60,257	1,578
繰延税金資産小計	1,362,685	1,331,597
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注 2）	△ 692,738	△ 653,069
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 669,946	△ 678,527
評価性引当額小計（注 1）	△ 1,362,685	△ 1,331,597
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 700	△ 84
繰延税金負債合計	△ 700	△ 84
繰延税金資産（負債）の純額	△ 700	△ 84

（注 1）評価性引当額が 31,088 千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことに伴うものであります。

（注 2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	－	－	－	－	－	692,738	692,738
評価性引当額	－	－	－	－	－	△ 692,738	△ 692,738
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（*1）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	－	－	－	－	－	653,069	653,069
評価性引当額	－	－	－	－	－	△ 653,069	△ 653,069
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（*1）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
法定実効税率	30.6	30.6
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	1.3
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.1	22.5
評価性引当金	△ 14.7	△ 24.4
その他	2.4	5.8
税効果会計適用後の法人税の負担率	21.8	35.9

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。

２．収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
2,829,394	1,076,607	783,279	660,257	446,231	5,795,771

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,042,080	投資運用業
DWS Investment S.A.	783,279	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,044,418	1,056,103	802,105	717,975	420,625	6,041,228

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,038,529	投資運用業
DWS Investment S.A.	802,105	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,223,021 千ユーロ	銀行業	（被所有）間接 79 %	資金預入 サービスの授受	[illegible]	130,335	*2 預金 未収収益	2,401,501 41,252
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	（被所有）直接 100 %	サービスの授受	[illegible]	86,482	未払費用	72,352

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,106,436千ユーロ	銀行業	（被所有）間接 79 %	資金預入			*2 預金	2,330,330
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	（被所有）直接 100 %	サービスの授受	[illegible]	275,291	未払費用	188,760

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当座預金口座を開設しております。

＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都千代田区	43,796百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	426,548	未払費用	404,675
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	1,042,080 34,554	未収収益	600,834
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	9,596 126,207 3,763 1,368	未払費用	64,450
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツフランクフルト	6,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	264,701	未収収益	39,174
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *6 特別利益	40,478 73,682 249,354 5,208	未収収益 未払費用	21,324 134,166
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルクルクセンブルク	30,677千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	783,279 13,029 85,041	未収収益 未払費用	510,740 15,304
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	220,401 15,453 34,127 11,253	未収収益	96,040
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリスロンドン	82,000千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	371,793 797 23,895	未収収益	300,826
同一の親会社を持つ会社	DDX Advisors LLC	米国ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	24,030 413	未払費用	18,459
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツフランクフルト	5,200千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	134,676	未収収益	46,796
同一の親会社を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツフランクフルト	100,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	20,332	未収収益	9,140
同一の親会社を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリスロンドン	21,500千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	55,683	未払費用	39,052
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポールシンガポール	96,700千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	30,602 61,693	未収収益 未払費用	41,822 26,497
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリアシドニー	2,400千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	10,420	未収収益	26,240
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポールシンガポール	96,481千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	5,572	未払費用	11,879
同一の親会社を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	43,835 12,743	未収収益	60,283
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港香港	238,600千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	134,455	未収収益 未払費用	48,083 127,131
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives Global Limited	イギリスロンドン	104,007千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *6 特別損失	608 14,980	未払費用	1,175
同一の親会社を持つ会社	DWS Global Business Services Inc.	フィリピンタギッグ	70百万フィリピンペソ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	51,901	未払費用	43,583

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。

＊3　当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

＊4　当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。

＊5　当該会社とのサービス契約に基づき、提供した海外ファンドサービスより発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。

＊6　当該会社とのサービス契約に基づき、受領した報酬のうち、過年度分の払い戻しについて特別損失の計上を行っております。

当事業年度　（自 2023年４月１日　　至 2024年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,796 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	492,085	未払費用	341,010
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	1,038,529	未収収益	486,796
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	38,284 10,058	未収収益	108,432
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	33,706 43,193 329,647	未払収益 未払費用	81,840 264,010
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	802,105	未収収益	480,795
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	215,004	未収収益	137,705
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	34,337	未払費用	31,410
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	9,021 31,876	未収収益	67,033

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1 当座預金口座を開設しております。

＊2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。

＊3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

＊4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft　フランクフルト証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH　ニューヨーク証券取引所に上場

DWS Group GmbH & Co. KGaA　フランクフルト証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
1株当たり純資産額	55,918.57 円	57,224.06 円
1株当たり当期純利益	3,873.92 円	1,328.15 円

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
当期純利益（千円）	238,478	81,761
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株主に係る当期純利益（千円）	238,478	81,761
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 2 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　関　賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注）2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2024年９月30日）
資産の部	
流動資産	
預金	4,007,559
前払費用	30,740
未収消費税等	28,306
未収委託者報酬	443,045
未収収益	1,459,813
立替金	30,557
為替予約	2,863
流動資産計	6,002,888
固定資産	
投資その他の資産	44,489
固定資産計	44,489
資産合計	6,047,377
負債の部	
流動負債	
預り金	25,769
未払金	205,453
未払手数料	199,675
その他未払金	5,777
未払費用	1,502,256
未払法人税等	99,699
賞与引当金	407,425
流動負債計	2,240,604
固定負債	
長期未払費用	37,521
退職給付引当金	393,805
賞与引当金	36,487
繰延税金負債	110
固定負債計	467,925
負債合計	2,708,529
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	1,830,000
資本剰余金計	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△ 1,569,402
繰越利益剰余金	△ 1,569,402
利益剰余金計	△ 1,569,402
株主資本計	3,338,597
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	250
評価・換算差額等合計	250
純資産合計	3,338,848
負債・純資産合計	6,047,377

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2024年４月１日 至 2024年９月30日）
営業収益	
委託者報酬	1,554,513
運用受託報酬	95
その他営業収益	1,585,899
営業収益計	3,140,508
営業費用	
支払手数料	713,397
その他営業費用	538,331
営業費用計	1,251,729
一般管理費	1,994,791
営業損失	△ 106,012
営業外収益	8,484
営業外費用	12,605
経常損失	△ 110,133
税引前中間純損失	△ 110,133
法人税、住民税及び事業税	73,790
法人税等合計	73,790
中間純損失	△ 183,923

注記事項

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。 契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（リース取引関係）

当中間会計期間末（2024 年９月 30 日）

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
1年以内	56,439
1年超	174,022
合計	230,462

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2024 年９月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

2024 年９月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	1,199	1,199	－
資産計	1,199	1,199	－
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	2,863	2,863	－
デリバティブ取引計	2,863	2,863	－

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（*2）預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
当中間会計期間末（2024年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	1,199	－	1,199
資産計	－	1,199	－	1,199
デリバティブ取引				
通貨関連	－	2,863	－	2,863
負債計	－	2,863	－	2,863

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券
当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引
先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

（有価証券関係）
当中間会計期間末（2024年９月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	1,199	838	361
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	－	－	－
合計		1,199	838	361

（デリバティブ取引関係）
当中間会計期間末（2024年９月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	992,051	－	△2,051	△2,051
	買建				
	ユーロ	593,274	－	4,915	4,915
合計		1,585,325	－	2,863	2,863

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

1.　製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	ルクセンブルク	その他	合計
1,554,608	616,736	424,145	545,017	3,140,508

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3.　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	617,316	投資運用業
DWS Investment S.A.	424,145	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間末 （2024年９月30日）
１株当たり純資産額	54,237円30銭
１株当たり中間純損失額	△2,987円71銭

（注）１．　潜在株式調整後1株当たり中間純損失額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．　1株当たり中間純損失額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
中間純損失額(千円)	△183,923
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る中間純損失額(千円)	△183,923
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

約　　款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

約　款

運　用　の　基　本　方　針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

② 公社債への投資は、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10％以内とします。

３．収益分配方針

年４回の毎決算時（原則として２月、５月、８月、11月の各15日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定致します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③ 留保益の運用に付いては特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の２　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第１項、第54条第１項、第55条第１項および第57条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口

座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができます。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を１口につき１円に乗じて得た額とします。

⑤ 第３項の規定にかかわらず、受益者が別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第44条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　委託者は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合には、第１項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

第13条　（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条　（削除）

第17条　（削除）

第18条　（削除）

第19条　（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第26条および第27条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第21条　委託者は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、第１号から第６号の証券または証書の性質を有するもの

８．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）

９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書および第７号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券および第７号の証券のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第９号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前３項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第22条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第22条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式等の範囲）

第23条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第24条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第27条の２　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第28条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第30条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）ならびにこれらの合計額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第31条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第32条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第33条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第34条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第35条　（削除）

（混蔵寄託）

第36条　金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第37条　（削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第38条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第39条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第40条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第41条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第42条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第43条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第44条　この信託の計算期間は、毎年２月16日から５月15日まで、５月16日から８月15日まで、８月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年２月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、平成14年８月29日から平成14年11月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第45条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第46条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎特定期末（毎年２月および８月に到来する計算期末。以下同じ。）または信託終了のときに信託財産から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第48条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第49条　収益分配金は、毎計算期間終了後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を行います。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金（第52条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第52条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第50条　受益者が､収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第51条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第49条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第49条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第52条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者が指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合には、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項に基づいて、この信託契約を解約する場合は、第53条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第52条の２ 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第54条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第55条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第４項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第56条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第57条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第58条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第59条　第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第53条第２項または前条第２項に規定する公告または書面に付記します。

（運用状況に係る情報の提供）

第59条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）
第60条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
（信託約款に関する疑義の取扱い）
第61条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）
第１条　平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年８月29日（信託契約締結日）

委託者　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

親投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド

約　　款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託
（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド）
約款

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
② 公社債への投資は、原則としてＢ格相当以上の債券とします。
③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

親投資信託（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の２　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第１項、第 44 条第１項、第 45 条第１項および第 47 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条の２　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条の規定による受益権については 200 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第９条 委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 10 条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第 11 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 17 条および第 18 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 12 条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 6 号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号および第 10 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第 13 条の 2　委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

名　称：ＤＷＳインターナショナル GmbH
所在地：ドイツ連邦共和国　ヘッセン州　フランクフルト

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 13 条の 3　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 15 条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第18条の2　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第 21 条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 22 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第 23 条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 24 条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第 25 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第 13 条の 2 に定める運用の権限委託先を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 26 条　（削除）

（混蔵寄託）

第 27 条　金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 28 条　（削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第 29 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（有価証券売却等の指図）
第 30 条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第 31 条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（損益の帰属）
第 32 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替え）
第 33 条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第 34 条　この信託の計算期間は、毎年 8 月 16 日から翌年 8 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 14 年 8 月 29 日から平成 15 年 8 月 15 日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告）
第 35 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用および監査費用）
第 36 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬等）
第 37 条　委託者および受託者は、この信託に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第 38 条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産内に留保し、期中には分配を行ないません。
（追加信託金および一部解約金の計理処理）
第 39 条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。
（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
第 40 条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第 41 条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

（一部解約）

第 42 条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 43 条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 44 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 45 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 46 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 47 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第 48 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 49 条　第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 43 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信　託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 43 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

（運用状況に係る情報）

第 49 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第 50 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 51 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 8 月 29 日（信託契約締結日）

委託者　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社